

北区役所健康課 補助作業会計年度任用職員採用募集要項

1 採用人数

1名

2 業務内容

一般事務補助業務

3 勤務場所

大阪市北区役所健康課
大阪市北区扇町2丁目1番27号

4 給与・勤務条件等

- (1) 雇用期間 令和8年8月1日(土曜日)から令和8年9月30日(水曜日)まで
※ 更新はありません。
- (2) 勤務時間 午前10時から午後4時45分まで
(休憩時間は午後0時15分から午後1時までの45分間)
- (3) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、その他閉庁日
- (4) 有給休暇 なし
- (5) 賃金 月額 8,398 円(最低賃金改定等に伴い、改定される場合があります)
- (6) 交通費 支給あり(上限あり)
- (7) 支払日 月末締め、本人名義の口座に翌月17日に振り込む。(ただし、支給日が土曜日等に該当する場合はこの限りではない)
- (8) 健康保険 適用なし
- (9) 厚生年金 適用なし
- (10) 雇用保険 適用あり
- (11) 職務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

5 応募資格

書類点検・整理業務など一般的な事務作業のできる方。年齢、性別は問いません。

ただし、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方、また本書の雇用期間を含め、本市に連続して2か月を超える雇用となる方については応募できません。

【地方公務員法(抜粋)】

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 募集期間・応募方法

次の書類を送付又は持参してください。

(1) 提出書類

ア. 北区役所健康課補助作業会計年度任用職員申込書

※ 過去3カ月以内に撮影した写真(裏面に氏名を記入)を必ず添付のこと。

※ 採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

イ. 申し立て書

※ 申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

ウ. 採用結果通知書送付用定型封筒

※ 長形3号。必ず宛先を記載のうえ110円分の切手を貼付してください。

(2) 提出方法

ア. 持参による申し込みの場合

大阪市北区健康課(区役所1階11番窓口)に令和8年7月13日(月曜日)までの午前9時から午後5時30分までにお持ちください。(土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ. 郵送による申し込みの場合

令和8年7月13日(月曜日)までに次の宛先へ必着のこと

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区役所健康課(健康づくり担当)

電話 06-6313-9882

※ 採用試験申込書は、当区健康課の窓口においても配布します。

なお、提出書類は一切お返しいたしません。

7 選考方法等

- (1) 方法 面接試験
- (2) 日時 令和8年7月16日(木曜日)午前9時30分から
- (3) 集合場所 北区保健福祉センター 2階会議室

8 結果発表

選考後、速やかに面接者全員にお知らせします。

9 その他

- (1) 受験票は発行しませんので直接会場へお越しください。ご来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) この募集において収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
また、提出書類は一切返却しませんので、ご了承ください。
- (3) 採用決定者について、後日応募資格がないこと、受験に際し提出した書面の記載内容、及び面接試験での口述内容に偽りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。
- (4) 過去に本市における勤務経験がある方は、その時期・期間等により前述の勤務条件(社会保険等)に変更が生じる場合があります。

10 問い合わせ・申し込み先

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪市北区役所健康課(区役所1階11番窓口)
電話:06-6313-9882 (担当:吉田・佐藤)